

東海村と茨城キリスト教大学との相互連携・協力に関する包括協定書

茨城県東海村（以下「甲」という。）と茨城キリスト教大学（以下「乙」という。）とは、積極的に地域社会への貢献活動を行い、両者の発展とともに未来を担う人材育成及び魅力あるまちづくりに資するため、次のとおり包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が、地域の課題に対して、学術研究の成果を活かした効果的な施策展開を図るとともに、未来を担う人材の育成を行うことで、魅力ある地域社会を構築し、両者の発展及び地域社会への貢献に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の相互連携・協力の事項は、次のとおりとする。

- （1）人材育成に関する事項
- （2）地域振興、まちづくりに関する事項
- （3）学校教育及び生涯学習に関する事項
- （4）保育、福祉、医療に関する事項
- （5）国際交流に関する事項
- （6）こども・わかもののまちづくり参画に関する事項
- （7）その他前条の目的を達成するため、両者が必要かつ有益であると認める事項

（協議事項）

第3条 本協定に基づく連携・協力の成果について、知的所有権に係る権利の帰属等の問題が生じた場合は、両者は誠実に協議を行い、公正に取り扱うものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に掲げる事項の実施に要する経費の負担については、個別事業ごとに甲、乙協議の上定めるものとする。

（協定の期間）

第5条 本協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の6月前までに、甲、乙いずれからも別段の意思表示がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（機密保持）

第6条 両者は、本協定に基づき提供された情報（以下「機密情報」という。）を極秘に保ち、第三者に開示してはならず、第1条の目的にのみ使用することとし、

他の目的には使用しない。ただし、以下の各号に該当する機密情報はこの限りではない。

（1）既に公知となっているもの

（2）法令による情報の開示を求められたもの

2 両者は、本協定に基づく事業内容について極秘に保つものとし、相手方の事前許諾のない限り第三者に開示してはならない。

3 両者は、本協定が第5条に定める有効期間の改廃により効力を失った後も、前2項による機密保持の義務を負う。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は運用に当たり疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各1通を保有する。

令和7年3月28日

甲 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

東海村長 山田 修

乙 茨城県日立市大みか町6丁目11番1号

茨城キリスト教大学

学 長 東海林 宏司